

トランス・コンデンサ等の廃重電機器等をスクラップとして取り扱う皆さまへ

P C B油が含まれていることを示すシール（赤色）が貼
られている機器の引き取りを保管事業者から依頼された
場合は、当該物がP C B廃棄物であることを保管事業者
に説明し、引き取りをしないでください。

三重県環境生活部廃棄物対策局
廃棄物・リサイクル課

<識別シール（赤色）>



万一、事業場で、このシールが
貼られた機器を発見した場合

- ・他の機器等との区別
- ・特別管理産業廃棄物保管基準
に従い適正保管
- ・元の持ち主への返却

<識別シール（黄色）>



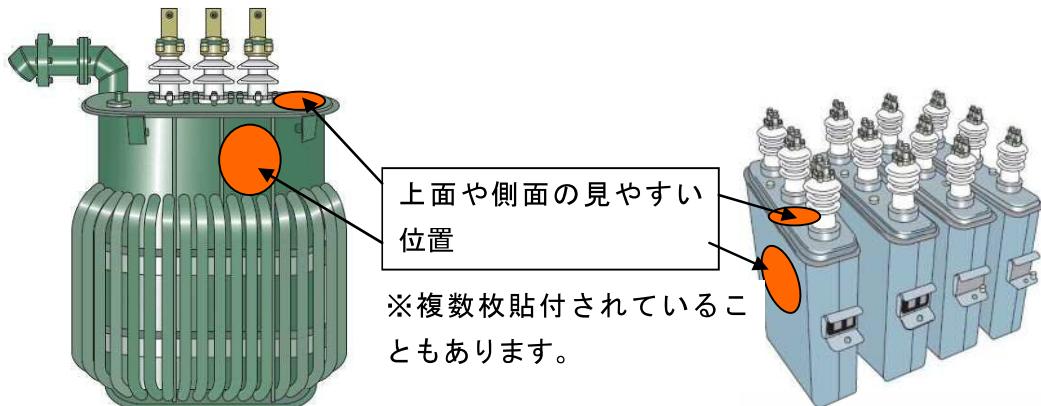
万一、事業場で、このシールが
貼られた機器を発見した場合

- ・他の機器等との区別
- ・特別管理産業廃棄物保管基準
に従い適正保管
- ・濃度確認の結果P C B廃棄物
であることが判明した場合
は元の持ち主への返却

※P C B廃棄物でないことが確認
されるまでの間はP C B廃棄物
に準じて取扱ってください。

※シールが貼られた機器を新たに取扱うことになった場合は、適宜、県への情報提供
をお願いします。

＜識別シール貼付例＞



シールは絶対にはがさないでください！！

参考

PCB廃棄物の保管方法

PCB廃棄物は、処分する日まで「特別管理産業廃棄物保管基準」に従って適正に保管する必要があります。

特別管理産業廃棄物保管基準

- ・周囲に囲いを設置すること。
- ・見やすい箇所に次の事項を記載した掲示板（縦横各60cm以上）を設置すること。
 - 特別管理産業廃棄物の保管場所であること
 - 保管するものの種類（PCB廃棄物）
 - 保管場所の管理者の氏名・連絡先
- ・飛散、流出、地下浸透、悪臭発散を防止するための必要な措置を講ずること。
- ・他の物が混入しないように仕切りを設けるなど必要な措置を講ずること。
- ・容器に入れ密封するなどPCB廃棄物の揮発防止のために必要な措置を講ずること。
- ・PCB廃棄物が高温にさらされないように必要な措置を講ずること。
- ・PCB廃棄物の腐食を防止するために必要な措置を講ずること。
- ・適正な保管及び処理を行うため、特別管理産業廃棄物管理責任者を置くこと。

問い合わせ先

不明な点がありましたら、三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課（TEL：059-224-2475）または各地域事務所環境室までお問い合わせください。